

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症（変異株）のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。

国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株（VOC）」と「注目すべき変異株（VOI）」に分類※1している。

1. 懸念される変異株（Variant of Concern : VOC）

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果を弱めるなど性質が変化した可能性のある株

- B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）※2
- B.1.351系統の変異株（ベータ株）
- P.1系統の変異株（ガンマ株）
- P.3系統の変異株（シータ株）
- B.1.617系統の変異株（デルタ株等）

2. 注目すべき変異株（Variant of Interest : VOI）

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに影響を与える可能性が示唆される株

- R.1（E484Kがある変異株）※海外から移入したとみられるが起源不明
- B.1.427/B.1.429系統の変異株（イプシロン株）

※1 国立感染症研究所では、WHOと同様に、変異株をVOCとVOIに分類している。国内での検出状況等を加味することから、分類は各国によって異なる。※2 PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

新型コロナウイルスの懸念される変異株（VOC）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン 効果 (従来株比)
B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	2020年9月 英国	N501Y	1.32倍と推定※ (5～7割程度 高い可能性)	1.4倍 (40-64歳 1.66倍) と推定※ (入院・死亡リスクが高い 可能性)	効果に影響がある 証拠なし
B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	N501Y E484K	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	効果を弱める 可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	N501Y E484K	1.4-2.2倍高い 可能性	重篤度に影響がある 証拠なし	効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染 事例の報告あり
P.3系統の変異株 (シータ株)	2021年1月 フィリピン	N501Y E484K	高い可能性	重篤度に影響がある 証拠なし	効果を弱める可能性
B.1.617系統の 変異株 (デルタ株等)	2020年10月 インド	L452R (E484Q)	高い可能性	重篤度に影響 がある証拠なし	ワクチンと抗体医薬の 効果を弱める可能性

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。
 ※PANGO系統(PANGO Lingage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

(出典)国立感染症研究所、WHO

新型コロナウイルスの注目すべき変異株（VOI）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	概要
R.1系統の変異株 (E484Kがある変異株)	-	E484K	<ul style="list-style-type: none"> 国内で海外から移入したとみられるが起源不明 感染性に影響を与える可能性がある変異は認められない 現在日本で使用されているワクチンの効果を完全に無効化するものとは考えにくい 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
B.1.427/B.1.429 系統の変異株 (イプシロン株)	2020年5月 米国	L452R	<ul style="list-style-type: none"> 2割程度の感染性の増加と治療薬（抗体医薬）の効果への影響が示唆されている 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握

(参考) 感染症発生動向調査 (IDWR) (国立感染症研究所 6/4公表)

- ◆国内におけるSARS-CoV-2のゲノム解析 累積:45,945 (5/30時点) (+4,274) 括弧内は5/23時点比
- ◆国立感染症研究所等における全ゲノム解析により確認されたVOC, VOI (系統のみを特定できたものも含む) (5/31時点) 括弧内は5/24時点比
 - B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株) :国内14,052例 (+2,817例)、検疫290例 (-1例)
 - B.1.351系統の変異株 (ベータ株) :国内28例 (+2例)、検疫69例 (-1例)
 - P.1系統の変異株 (ガンマ株) :国内87例 (+0例)、検疫20例 (+0例)
 - P.3系統の変異株 (シータ株) :国内0例、検疫7例 (+0例)
 - B.1.617系統の変異株(デルタ株等) :国内88例 (+43例)、検疫192例 (+3例)
 - R.1系統の変異株(E484Kがある変異株) :国内6,416例 (+652例)、検疫4例 (-1例)
 - B.1.427/B.1.429系統の変異株 (イプシロン株) :国内2例 (+0例)、検疫25例 (+0例)

※件数は暫定値であり、その時点において最新のpango lineageを基に計上しているものであるため、再集計した際に数値が変動する可能性がある。

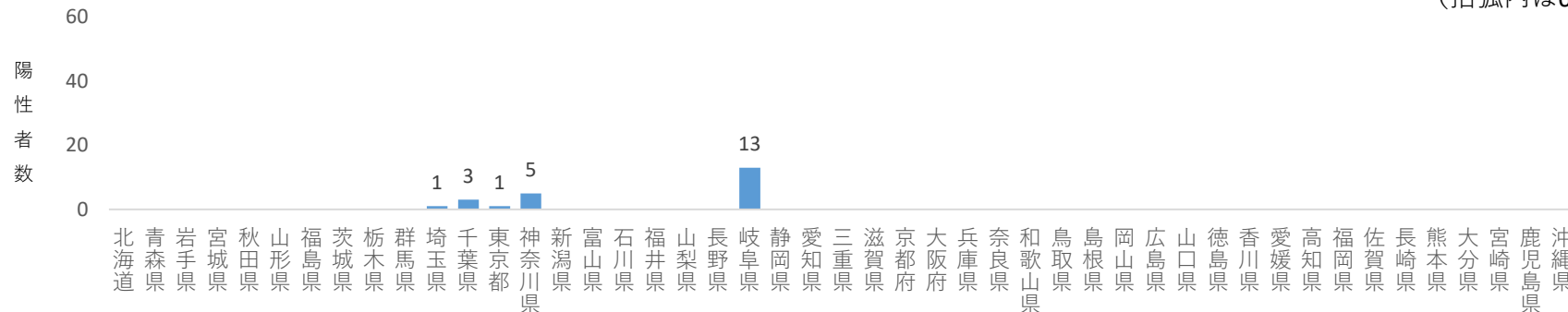
※PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

(出典) 国立感染症研究所、WHO

都道府県別の懸念される変異株の事例数(ゲノム解析) (HER-SYS)

2021/6/7時点
(括弧内は6/2時点比)

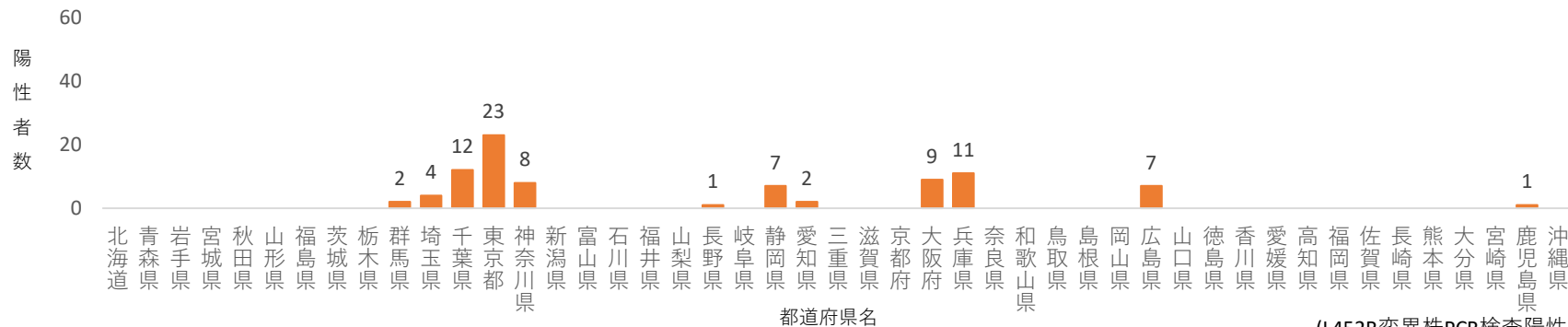
B.1.351系統の変異株 (ベータ株) 国内事例 n=23 (+0)



P.1系統の変異株 (ガンマ株) 国内事例 n=81 (+2)



B.1.617系統の変異株 (デルタ株等) 国内事例 n=87 (+34)



(L452R変異株PCR検査陽性者数 112件)

※国内事例は、6月7日までにHER-SYSで把握した累計を計上しており、自治体で公表された数字とは異なる可能性がある。また、ゲノム解析の国内事例数には、自治体等（地方衛生研究所・大学等）でゲノム確定した数が含まれる。公表後にHER-SYS上で事例削除・変更等された事例があることから、先週との事例数の差分については、負の数となっている場合がある。

N501Y変異株スクリーニング検査の実施状況 (5/24-5/30) 速報値 2021/6/8時点

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
1	北海道	3,099	1,415	1,255	89
2	青森県	183	118	34	29
3	岩手県	93	29	13	45
4	宮城県	121	55	53	96
5	秋田県	14	21	3	14
6	山形県	74	46	34	74
7	福島県	124	92	57	62
8	茨城県	318	200	116	58
9	栃木県	248	217	160	74
10	群馬県	232	140	80	57
11	埼玉県	887	524	399	76
12	千葉県	737	402	334	83
13	東京都	3,910	1,913	1,622	85
14	神奈川県	1,622	651	542	83
15	新潟県	152	70	58	83
16	富山県	126	167	120	72
17	石川県	255	93	88	95
18	福井県	17	33	33	100
19	山梨県	68	45	42	93
20	長野県	157	142	131	92
21	岐阜県	450	207	171	83
22	静岡県	424	315	282	90
23	愛知県	2,571	1,325	1,157	87
24	三重県	185	140	122	87

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
25	滋賀県	284	112	92	82
26	京都府	389	344	300	87
27	大阪府	1,886	1,540	1,371	89
28	兵庫県	819	541	489	90
29	奈良県	145	80	78	98
30	和歌山県	54	55	50	91
31	鳥取県	10	8	7	88
32	島根県	42	32	29	91
33	岡山県	389	288	239	83
34	広島県	859	269	244	91
35	山口県	174	140	136	97
36	徳島県	13	27	27	100
37	香川県	58	72	68	94
38	愛媛県	50	23	18	78
39	高知県	182	90	82	91
40	福岡県	1,318	688	587	85
41	佐賀県	89	20	18	90
42	長崎県	67	53	52	98
43	熊本県	288	77	68	88
44	大分県	192	39	37	95
45	宮崎県	57	125	117	94
46	鹿児島県	185	118	114	97
47	沖縄県	1,821	238	219	92
	全国	25,438	13,339	11,348	85%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体や判定不能であった実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。※4 自治体と民間検査機関（国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの）を合算して算出。

N501Y変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）速報値

2021/6/8時点

5/24— 5/30	新規 陽性者数	合計（①+②）		① 自治体			② 民間検査機関		
		実施率	陽性率	実施 件数	陽性 者数	陽性率	実施 件数	陽性 者数	陽性率
北海道	3,099	46 %	89 %	230	208	90%	1,185	1,047	88%
東京都	3,910	49 %	85 %	65	47	72%	1,848	1,575	85%
愛知県	2,571	52 %	87 %	717	641	89%	608	516	85%
京都府	389	88 %	87 %	91	79	87%	253	221	87%
大阪府	1,886	82 %	89 %	108	94	87%	1,432	1,277	89%
兵庫県	819	66 %	90 %	250	231	92%	291	258	89%
岡山県	389	74 %	83 %	36	34	94%	252	205	81%
広島県	859	31 %	91 %	224	200	89%	45	44	98%
福岡県	1,318	52 %	85 %	256	234	91%	432	353	82%
沖縄県	1,821	13 %	92 %	103	91	88%	135	128	95%
全国	25,438	52 %	85 %	4,916	4,261	87%	8,423	7,087	84%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体や判定不能であった実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。※4 自治体と民間検査機関（国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの）を合算して算出。

N501Y変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）時系列

	4/26—5/2		5/3—5/9		5/10—5/16		5/17—5/23	
	実施率	陽性率	実施率	陽性率	実施率	陽性率	実施率	陽性率
北海道	65%	78%	42%	88%	42%	89%	47%	90%
東京都	37%	64%	47%	74%	44%	80%	52%	84%
愛知県	39%	77%	36%	84%	21%	83%	41%	89%
京都府	63%	78%	51%	85%	50%	87%	43%	85%
大阪府	35%	83%	35%	90%	38%	86%	36%	85%
兵庫県	37%	88%	38%	90%	44%	91%	38%	82%
岡山県	50%	87%	22%	81%	47%	91%	71%	86%
広島県	59%	84%	20%	88%	32%	90%	33%	87%
福岡県	39%	84%	21%	88%	36%	93%	45%	90%
沖縄県	48%	59%	28%	60%	26%	59%	15%	86%
全国	41%	73%	37%	79%	39%	84%	46%	84%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体や判定不能であった実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。※4 自治体と民間検査機関（国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの）を合算して算出。

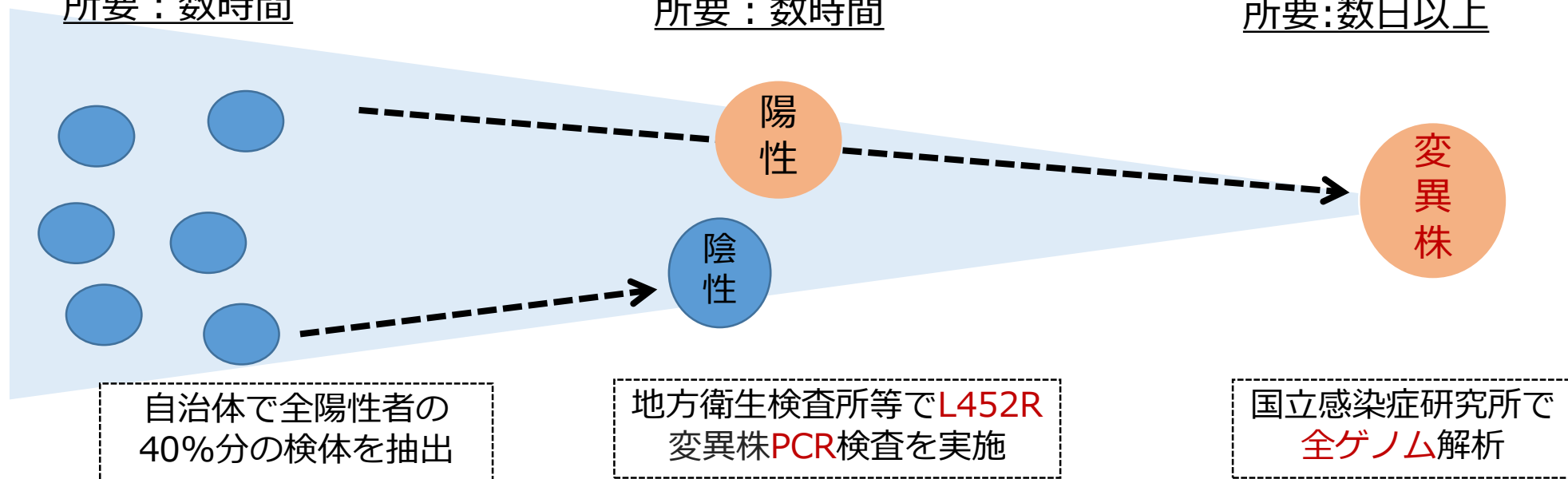
B.1.617系統の変異株（デルタ株等）の監視体制

- 5/28、国委託の一部民間検査機関で（デルタ株等の主要変異である）L452R変異を検出するPCR検査（L452R変異株PCR検査）を用いたスクリーニングを先行的に実施。
- 6/4、全ての都道府県に対し、L452R変異株スクリーニングを全陽性者の約4割の実施割合を目指して実施するよう要請。変異株事例が確認された場合には、検査や積極的疫学調査を強化して、感染拡大防止に取り組む。

新型コロナ患者
検査法：PCR検査
所要：数時間

L452R変異の患者※
検査法：L452R変異株PCR検査
所要：数時間

デルタ株等の患者※
検査法：全ゲノム解析
所要：数日以上



※ L452R変異があるイプシロン株、C36系統など他の株を検出する可能性がある

Table with 40 columns for prefectures and 25 columns for metrics (e.g., PCR testing, screening rate, positivity rate) across four time periods: 5/3-5/9, 5/10-5/16, 5/17-5/23, and 5/24-5/30.

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。
※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数を自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体の実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。
※4 民間検査機関の件数は、国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの

B.1.617 系統の変異株（デルタ株等）に対する水際強化措置
（変異株 B.1.617 指定国・地域について）
（要旨）

令和3年6月4日

1．以下の国は、すでに「変異株 B.1.617 指定国・地域」に指定していますが、この国に対して、追加的に、水際強化措置を取ることとします。

（1）英国

2．英国からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

令和3年5月25日
最終改正 令和3年6月4日

変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)(以下「措置(14)」という。)及び「水際対策強化に係る新たな措置(13)」(令和3年5月18日)(以下「措置(13)」という。)に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置(13)の1に基づく措置の対象国・地域(下記2、3及び4の国・地域を除く)

国・地域	指定日	1に基づく措置の 実施開始日時(日本時間)
アイルランド、オランダ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ポーランド、ヨルダン	令和3年5月18日	令和3年5月21日午前0時
英国、カザフスタン、 チュニジア 、デンマーク	令和3年5月25日	令和3年5月28日午前0時
タイ、米国(アイオワ州、アイダホ州、アリゾナ州、オクラホマ州、オレゴン州、カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、デラウェア州、ニューヨーク州、ネバダ州、ネブラスカ州、メイン州、モンタ	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時

ナ州、ロードアイランド州)、ドイツ		
-------------------	--	--

2. 措置(13)の1及び2前段に基づく措置の対象国・地域(下記3及び4の国・地域を除く)

国・地域	指定日	1及び2の前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
ベトナム、マレーシア	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時
英国	令和3年6月4日	令和3年6月7日午前0時 (上記日時までは、措置(13)の1に基づく措置を実施。)

3. 措置(13)の1及び2に基づく措置の対象国・地域(下記4の国・地域を除く)

国・地域	指定日	1及び2の前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)	2の後段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)

4. 措置(14)に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)	後段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、モルディブ	令和3年5月25日	令和3年5月28日午前0時 (上記日時までは、措置(13)の2の前段に基づく措置を実施。)	令和3年5月27日午前0時 (上記日時までは、措置(13)の2の後段に基づく措置を実施。)
アフガニスタン	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時	令和3年6月3日午前0時

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（１３）
（インドで初めて確認された変異株 B.1.617 への対応）

参考

令和３年５月１８日

- １．インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等待機を求めることとする。
- ２．上記 1 に基づく変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査結果等を総合的に判断の上、当該変異株が流入するリスクがより高いと懸念される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対しては、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等待機を求めることとする。
このうち、特に高い懸念があると判断された国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。
- ３．検疫の適切な実施を確保するため、変異株 B.1.617 指定国・地域から本邦に到着する航空便の搭乗者数を抑制し、帰国を希望する邦人が帰国できることを確保しつつ、入国者数を管理する。
- ４．日本への再入国又は帰国を前提とした、変異株 B.1.617 指定国・地域への短期渡航について、当分の間、中止するよう強く要請する。

（注 1）上記 1 及び 2 に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（ 8 ）」（令和 3 年 2 月 2 日）による変異株流行国・地域への措置は継続する。変異株流行国・地域及び変異株（B.1.617）指定国・地域の双方に指定された国・地域からの入国者及び帰国者に対しては、双方の措置のうち、より厳しい措置のみを実施する。また、双方の措置が同じ場合は、一方の措置を実施する。

（注 2）上記 2 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（ 11 ）」（令和 3 年 5 月 7 日）は令和 3 年 5 月 21 日午前 0 時に、「水際対策強化に係る新たな措置（ 12 ）」（令和 3 年 5 月 12 日）は令和 3 年 5 月 20 日午前 0 時に、それぞれ廃止する。

（注 3）変異株（B.1.617）指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

（注 4）上記 1 及び 2 に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に変異株（B.1.617）指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注 5）上記 1 及び 2 の前段に基づき措置は、令和 3 年 5 月 21 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。また、上記 2 の後段に基づき措置は、令和 3 年 5 月 20 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。なお、上記 2 後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。

(注6) 上記2の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない(インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は、令和3年5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする)。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(注7) 上記2の後段に基づく措置は、指定日の2日後の午前0時(日本時間)前に当該措置対象国・地域(インド、パキスタン及びネパールを除く。)を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

(以上)

令和３年５月２５日

インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、本措置に基づいて別途指定する一部の国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、追加的な強化措置として、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での 10 日間の待機を求める。その上で、入国後 3 日目、6 日目及び 10 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅待機を求めることとする。

また、これらの当該一部の国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

- (注 1) 上記に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」(令和 3 年 5 月 18 日)による変異株 B.1.617 指定国・地域への措置及び、「水際対策強化に係る新たな措置（８）」(令和 3 年 2 月 2 日)による変異株流行国・地域への措置は継続する。
- (注 2) 上記に基づく変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」(令和 3 年 5 月 18 日)の別添の書式は廃止する。
- (注 3) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく一部の変異株 B.1.617 指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注 4) 上記の前段に基づく措置は、令和 3 年 5 月 28 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。また、上記の後段に基づく措置は、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブから再入国する在留資格保持者に対しては、令和 3 年 5 月 27 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」(令和 3 年 5 月 18 日)の 2 の後段に基づく措置を継続し、今後指定された国・地域については、指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。なお、上記後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。
- (注 5) 上記の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の 2 日後以降に出国した者については、この限りではない（インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は令和 3 年 5 月 13 日までに、バングラデシュ及びモルディブから再入国する場合は令和 3 年 5 月 19 日までに、スリランカから再入国する場合は令和 3 年 5 月 20 日までに、それぞれ再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする。）なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。
- (注 6) 上記の後段に基づく措置は、指定日の 2 日後の午前 0 時（日本時間）前に当該措置対象国・地域（インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブを除く。）を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

(以上)